

「知的財産裁判所」に関する検討

(1 5 ・ 7 ・ 1 5)

第 1 第 7 回知的財産訴訟検討会における議論の概要

1 検討の方向性 (第 7 回知的財産訴訟検討会資料 2 4 頁参照)

検討すべき主な論点

- 1 「知的財産裁判所」の創設により期待される効果は何か。提唱されている「知的財産裁判所」は、民事訴訟法改正により専属管轄化される第一審の東京、大阪両地裁、第二審の東京高裁について、どのような点を補うものなのか。
- 2 「知的財産裁判所」については、どのような内容のものが想定できるか。

第 7 回知的財産訴訟検討会では「特許裁判所」という用語を用いたが、知的財産戦略本部において、知的財産訴訟を専門に取り扱う高等裁判所として「知的財産高等裁判所」の呼称を用いて論点を整理しているため、平仄をとるために「特許裁判所」という文言を取り急ぎ「知的財産裁判所」という文言に変更したが、この呼称の法制的な整理については、十分な検討を要するものである。

2 委員から出された意見 (ここでは「特許裁判所」の文言は従前通りである。)

今回の民訴法改正による東京地裁、大阪地裁、東京高裁への専属管轄化で実質的に特許裁判所の機能を持っているので十分である。

次の 3 つの理由から特許裁判所の設立が必要である。 大法廷の導入を前提に判決の統一を図り予見可能性を高めるため。 タイ、韓国、シンガポール、アメリカ、ドイツにならい、技術立国・知財立国のプレゼンスの意味で必要。 技術系裁判官を導入する基盤とするため。

経済界でも侃々諤々の議論がされている。時間とコストの要素を無視できるのなら、知的財産を重視する象徴になりえ、将来的には賛成である。しかし、現実には、特許裁判所の技術系裁判官の担い手がいないので絵に描いた餅になる。技術のわかる人が法曹の資格を取ることが安定した方向であるが、そのような人が出てくるのか疑心暗鬼になっている。今回の民訴法改正の効果を見た上で、特許裁判所の議論を行うべき。 10 年から 15 年先の話ではないか。

日弁連としては、まだ意見は決まっていない。一部にはデメリットも無いし、前向きに検討すべきとの意見もあるが、大方は、今回の民訴法改正と調査官制

度の見直しや知財専門委員を考慮することで、実質的な特許裁判所を実現する方が先だと考えており、現況では必要がないという意見である。特許裁判所は人事等の面でも心配がある。判断の統一も難しいと考えるし、むしろ現況においては判断統一に走らず、地裁等で意見が分かれた上で、最高裁で判断が統一された方が良いのではないか。

アメリカのC A F Cとの対比においても、例えば独禁法事件において、特許無効の抗弁が出されてもC A F Cの専属管轄にならないように、すべてをC A F Cで扱うわけではない。また、歴史的にもアメリカの裁判は、日本よりもっと大きい不統一があったが、今の日本はそこまでひどくはない。またC A F Cの判断統一の理由の一つには、ジャッジがフランクであることがあり、補充意見、反対意見が公表されるし、裁判官がロースクール等で日常的に考えを示し意見交換しているが、日本はそこまでの環境整備がなされていないので、環境整備が必要である。

C A F Cは法律審であるのに対して、日本の控訴審は事実審であるから判例統一には無理があると思うし、参考にならないと思う。

法律審と事実審の両方を担うことを前提に、相当程度法律審のウエイトが高くなるものと期待している。また、最高裁で均等論の5要件が示されたように、最高裁の手前でも判断統一して欲しいと考えている。

15人合議については、審理遅延になるのではないか。

重大な事件についてはある程度の遅延は覚悟して、判断統一を図ることを優先すべき。

特許裁判所を作るべき。アメリカにC A F Cのような専門裁判所があること、また、今年3月にEUにおいて、特許裁判所を作ることを決めたことは非常に重いことである。国際ビジネスにおいて、アメリカ、EU、日本が中心となるべきところ、日本だけ特許裁判所をつくらないのは、司法で遅れをとることになる。「バイオ特許裁判に関する科学ジャーナリストの見方」(委員配布資料)については、司法が外の人からこのように見られていることをどう考えるかが大事である。知的財産の技術専門性に司法がどのように応えていくかが時代の要請であり課題である。

特許裁判所の内容は、例えば、知財高等裁判所を作ること、これは現在の東京高裁の4か部を独立にするイメージ。メリットは、判例統一の工夫がなされることや大法廷制度を導入することにより、ビジネスや技術開発のルールが明確になることである。また、1つの案は、技術系裁判官と法律の裁判官の組合せによりおかしな判決が出ないようにすること、大学や企業の研究開発者に対して日本の司法インフラをPRすること、などである。逆にデメリットはほとんどない。

委員配布資料にある事例は、ずっと以前の事柄である。知財訴訟は平成10年ごろから大きな変化があり、審理期間が平均1年と短くなっているが、この事例は変化以前の例であり、現在は違っている。また、挙げられているTPAの特許紛争は大事件であるが、これは特許権の範囲をどこまで認めるかという法律論であり技術の枠組みを超えている。また、裁判所における事実認定は、客観的資料に基づいて、予断、偏見、私的知識を除いて裁判するものである。技術の専門家から見るとまどろっこしいように見えるかもしれないが、それが訴訟構造の限界である。

現在、知財訴訟に関する裁判官は少なく、広く人材を集めることが実現できればいいが、実際は難しいだろう。また同じ人が長く同じ部門にいると経験は豊富になるが、競争関係がなくなる。CAFCの判断の統一についても、CAFCが発足してから均等の判断が右に左に動いているのが実情。予見可能性がない方が模倣者が出てこないという政策論もあったようである。PR効果については、信用を勝ち得ていく地道な努力の方が大切である。

委員配布資料にある意見について、現在の特許制度や三権分立を理解しているのか疑問がある。この程度の理解で特許裁判所が必要というのは困る。このように見られていると意見があったが、見られてもかまわない。もっと緻密な議論が必要である。家庭裁判所の例があるが、行政が司法に移ったことをどう理解するか。司法権の概念が国によって違うのではないか。

TPA事件はよく知っているが、この意見は一般論としては不適切なように思う。アメリカの例では一審は陪審員が判断するので、小学校レベルで説明がなされる。むしろ素人にわかりやすく説明するのが現在のシステムである。

科学関係の人と法律関係の人が交流する仕組みが必要。配布資料の事例は古いとの指摘があったが、新しい時点での問題事例は以前に紹介した。組織が独立するか、どうかは、会社でもある話であり、どちらが効率がいいか検討すべき。審判と裁判の基本構造の関係を变えるべきではない。また審級構造も変えない方がよい。職権主義や行政処分を有し原告適格を問わない行政審判の完全代替は難しい。ユーザーニーズは無効審判と侵害訴訟が同時係属した場合のみ調整すべきとの意見であり、その他の多数の無効審判については維持すべきとの意見である。また、議論は機能論と組織論に分けて考えるべきであり、機能論のうち、判断の予見可能性については訴訟当事者になりうる特許庁からみても望ましいことである。

第2 「知的財産裁判所」に関する第8回知的財産訴訟検討会の概要 (知的財産訴訟外国法制研究会の報告等)

1 諸外国の対比

(1) アメリカ

- ・アメリカにおける、いわゆる「知的財産裁判所」としては、連邦巡回区控訴裁判所(CAFCA)が挙げられる。CAFCAは、著作権や商標権以外の知的財産関連事件の第2審として専属管轄を有する。
- ・しかし、これらの第1審は各州にある通常の連邦地方裁判所である。
- ・CAFCAにおける特許権等の事件(特許権等に関する侵害訴訟の控訴事件及び審決取消訴訟)の割合は、全事件のおよそ3割程度である。CAFCAの事件のその他7割は、国際貿易委員会、国際取引裁判所、能力主義人事制度保障委員会、契約不服審判所、退役軍人上訴裁判所、上院倫理委員会等の判決や決定に対する上訴等である。
- ・CAFCAの裁判官には法曹資格が必要である。

(2) イングランド

- ・イングランドにおける、いわゆる「知的財産裁判所」としては、パテント・コートとパテント・カウンティ・コートが挙げられる。
- ・パテント・コートは、特許及び登録意匠に関する事件を扱い、侵害訴訟の第一審及び特許庁長官の決定に対する不服申立てを受理する。
- ・しかし、パテント・コートは、高等法院の中の衡平法部の中にある一部門である。
- ・パテント・カウンティ・コートは、特許関係で簡易迅速な手続をとる裁判所として設置されたものであるが、特許庁長官の決定に対する上訴事件は扱わない。
- ・パテントコート及びパテントカウンティ・コートの裁判官は法曹資格が必要である。

(3) ドイツ

- ・ドイツにおける、いわゆる「知的財産裁判所」としては、連邦特許裁判所が挙げられる。ここでは、特許権等事件のうち、特許庁の特許無効手続等の決定に対する上訴を取り扱う。

- ・しかし、連邦特許裁判所は、特許庁の審判部が独立したものであり、特許権等の侵害訴訟事件は通常の連邦地方裁判所等の管轄である。
- ・通常の連邦地方裁判所等では、職業裁判官からなる裁判体により審理され、連邦特許裁判所では、法律系構成員（裁判官）と技術系構成員からなる裁判体により審理される。

（４）韓国

- ・韓国における、いわゆる「知的財産裁判所」としては、特許法院が挙げられる。ここでは、特許権等事件のうち、審決取消訴訟を扱う。
- ・しかし、特許権等の侵害訴訟事件は、通常の地方裁判所の管轄である。
- ・特許法院の裁判官は、職業裁判官である。

（ 権泰福「知的財産関連訴訟における専門家による裁判官のサポート制度」(N B L 7 5 9 号 3 6 頁以下)

2 外国法制研究会の報告

（１）アメリカ（外国法制研究会報告書 3 3 頁から 3 7 頁を抜粋）

ア）C A F C の設立

C A F C は、1982 年の連邦裁判所改善法によって 1983 年に設立された。その設立の背景としては、アメリカにおける連邦法に関する司法制度全般が抱えていた問題状況がある。すなわち、訴訟件数の増加に伴って、連邦裁判所における判決において、一つの法解釈を巡っても巡回区毎の連邦裁判所の間で一致しないという、いわば抵触の事態が生じ、本来このような事態を解決する機能が期待されているはずの連邦最高裁はその処理能力で対応できず、結果として合衆国内全体としての法解釈の統一性が取れないという不確実な状態が存在していた。このため、訴訟代理人としては個別の案件に応じて有利な法解釈を適用することが期待される巡回区へ提訴するという実務（いわゆるフォーラムショッピング）が日常化するという事態を招いていた。また、これらの問題とあわせて、訴訟の遅延も問題視されていた。

このため、巡回区毎の法解釈の抵触を解消した統一性の確保、連邦最高裁への上告の増加の緩和を目的として、新たな裁判機構の創設の必要性が認識されるようになった。そこで、連邦政府は、連邦控訴裁判所制度改革委員会を創設し、調査研究を行った後、最終的には、国際貿易委員会や農務省、商務省といった他の行政組織における行政決定に対する再審理についての管轄

を含めた裁判所として、最終的に現在のC A F Cが設立された。

イ) C A F Cをめぐる議論

C A F C設立のための議論の当初から、特定分野についての控訴事件を専属的に審理するための裁判組織の必要性という視点は、それほど存在しているものではなかった。むしろ、そのような、いわゆる特別裁判所の意義についても、相当の議論を尽くした上で、委員会の報告書では、解決策として特別裁判所の創設は望ましいものではないという否定的な結論を導いている。

その一つの理由としては、特別裁判所においては、裁判官の視野が極めて狭いものとなってしまふことが懸念されている。その他、裁判官が自らの政策的見解を判決に反映させる可能性がありうること、地域毎の差異についての視点が薄まること、裁判官の任用に際して特定の利益団体の影響を受ける可能性があること、といったものを挙げている。また、これらの議論とあわせて、やはりフォーラムショッピングへの対応という観点から、特許関連事件について控訴審レベルで単一の法廷に集中させるという提案についても議論されたようである。この点について、特許関連の実務家の意見としては2分したといい、委員会としては、結局、このような特許についての控訴事件についての特別裁判所を特設設ける必要性はないと結論し、全国レベルの控訴裁判所によって対処可能であるとした。

ウ) C A F Cの扱う事件

C A F Cは、上述のような設立の経緯という観点からも、現実の組織構造としても知的財産権の専門裁判所というわけではない点について十分留意する必要がある。例えば、国際貿易委員会における関税法 337 条の下での決定についての再審理、国際取引裁判所の判決に対する控訴、等々についての排他的管轄も有している。そこで、資料によっては、C A F Cが扱っている全事件のうち、特許事件は30%程度に過ぎないとされている。

エ) C A F Cの裁判官等

C A F Cの人的構成としては、現在、12人の判事と5人の上席判事より構成されており、そのバックグラウンドとしては、自然科学系の学位を有する判事が6名いる。そのほかの構成員としては、ほかにロークラーク、上席テクニカルアシスタント部のスタッフ、さらに上席スタッフアトニーが存在する。このように、C A F Cにおいては自然科学系のバックグラウンドを有する判事やその他多様なバックグラウンドを有する構成員が現に数多く存在している。とはいえ、C A F Cにおいても、裁判所の構成員として、特許事件のような技術的専門性の高い事件についての技術的専門知識という側面で判事をサポートするための特定の専門職が配置されているわけではなく、裁判組織の構成上という観点から、他の連邦控訴裁判所に比べて技術的専門性

の強い知的財産関連訴訟に適合した組織体制が特段作られているということまではいえないであろう。また、たとえ自然科学系のバックグラウンドを有している判事が配置されているとしても、C A F C に係属する個別事件における高度な専門技術をすべて理解できることを期待すること自体困難であるという指摘もみられるところである。

オ) 上訴

連邦控訴裁判所に対する上告審として連邦最高裁判所が存在するが、そこでの審理がなされる前提として、いうまでもなく、certiorari が認められなくてはならないのであって、知的財産訴訟について審理される事案は極めて少ない。このため、連邦控訴裁判所が、特許をはじめとする知的財産訴訟における事実上の最終審であるといえる。

(2) イングランド(外国法制研究会報告書59頁から61頁を抜粋)

ア) パテント・コート

イングランドの民事第一審裁判所は、高等法院とカウンティ・コートである。多くの事件で高等法院とカウンティ・コートの管轄が競合することになっているが、重要な事件や複雑な事件は原則として高等法院で扱われるという方針が採用されている。

高等法院においては、衡平法部の一部門として、特許及び登録意匠に関する事件を専門的に扱うパテント・コートが設けられている。

イ) カウンティ・コート

カウンティ・コートにおいても、特許及び意匠に関する事件を専門的に扱う裁判所として、パテント・カウンティ・コートがある。これは、高等法院での特許訴訟の手續が複雑で時間・費用がかかり、特に中小企業が特許権を行使するのが困難であるという問題があったために、簡易迅速な手續をとる裁判所として設置されたものである。現在は、セントラル・ロンドン・カウンティ・コートのみである。

ウ) パテント・コート及びパテント・カウンティ・コートの扱う事件

高等法院のパテント・コートは、特許法が付与する管轄に属する特許に関する手續、及びその他の特許又はその他の事項に関する手續を行うとしているが、このほか、登録意匠法に基づく請求、防衛契約法に基づく請求等を取り扱う。

パテント・カウンティ・コートも特許及び登録意匠に関する事件を扱うので、パテント・コートとパテント・カウンティ・コートは競合管轄を有するが、パテント・カウンティ・コートの管轄には、パテント・コートとは異なり、特許庁長官の決定に対する上訴事件は含まれない。パテント・コートとパテント・カウンティ・コートの両方の管轄にも属する事件については、原

告がいずれの裁判所に提訴するかを選択することができる。

エ) パテント・コートの裁判官等

パテント・コートの裁判官は、大法官によって弁護士から任命され、現在 5 名である。形式的には科学に関わる経歴は必要とされていないが、実際には、多くの者は高度な科学的学識を備え、すべての者が、主として特許訴訟の実務に携わっていたことにより、技術に関する相当な経験を有している。

オ) 上訴

知的財産に関する事件の控訴は控訴院で、上告は貴族院で扱われる。

(3) ドイツ (外国法制研究会報告書 8 2 頁から 8 7 頁までの抜粋)

ア) 侵害訴訟を扱う通常の裁判所と特許無効等を扱う連邦特許裁判所

ドイツにおける特許裁判手続に関しては、特許権の侵害訴訟手続の系統と無効手続・抗告手続の系統からなる。

特許権の侵害訴訟手続については、通常の民事訴訟の 1 つとして、通常裁判所が管轄する。第 1 審が地方裁判所、第 2 審 (控訴審) が上級地方裁判所、第 3 審 (上告審) が連邦通常最高裁判所である。この手続においては、特許侵害裁判所には、当該特許権の有効性について判断する権限はない。

特許の無効手続・抗告手続については、連邦特許裁判所という特別の裁判所の、それぞれ無効部及び抗告部の管轄である。すなわち、ドイツ特許商標庁の審査課の特許出願拒絶決定に対する不服申立は、連邦特許裁判所抗告部に対する抗告である。また、付与された特許に対しては、異議申立期間内に限り、異議の申立が可能であり、この申立については、特許庁の特許部が決定をなすが、この決定に対する不服申立も、連邦特許裁判所 (抗告部) に対する抗告である。一方、付与された特許に対しては、上記異議申立期間経過後には、異議手続が係属中でない限り、連邦特許裁判所無効部に、無効手続を提起することができる。

イ) 連邦特許裁判所の設立の経緯

この特許の無効手続・抗告手続については、1961 年以前、特許庁の抗告部と無効部が管轄していた。特許庁の出願拒絶決定等の決定に対する不服申立は、特許庁抗告部が最終審であったが、公権力による権利の侵害に対する裁判所への不服申立を保障する憲法との関係が問題となり、連邦行政最高裁判所は、ドイツ特許庁はボン基本法の意味における裁判所ではなく、その抗告部の決定は行政行為であり、行政裁判所において取り消し得るものであると判決した。この判決を受けて、1961 年に、ボン基本法の改正も伴った上で、連邦特許裁判所という連邦裁判所を新設し、従前は特許庁内の機関であった抗告部・無効部を、この新設裁判所に移管するという大制度改革がなされた。

ウ) 裁判所の裁判官等

第 1 審の地方裁判所においては、3 名（又は 1 名）の職業裁判官からなる裁判体によって審理判断される。控訴審の上級地方裁判所においては、3 名（又は 1 名）の職業裁判官からなる裁判体によって、審理判断される。上告審の連邦通常最高裁判所においては、5 名の職業裁判官からなる裁判体によって審理判断される。このように、侵害訴訟においては、職業裁判官のみによって、審理判断がされ、名誉職裁判官（非職業裁判官）の関与はない。

一方、連邦特許裁判所においては、まず、無効部においては、2 名の法律系構成員と 3 名の技術系構成員の双方からなる合議体によって審理判断がなされる。法律系構成員のうちの 1 名が裁判長となる。この法律系構成員は、ドイツ裁判官法による裁判官職の資格を有するものでなければならない一方で、技術系構成員は、技術分野において専門知識を有するものでなければならないが、国家又は大学の最終試験に合格し、その後少なくとも 5 年間、技術又は自然科学の分野における専門的職業に従事し、かつ、必要な法的知識を有している者に限られる。

抗告審である連邦特許裁判所抗告部においては、抗告の種類によって、法律系構成員 1 名と技術系構成員 3 名の合議体、法律系構成員 1 名と技術系構成員 2 名の合議体、法律系構成員 2 名と技術系構成員 1 名の合議体及び法律系構成員 3 名のみで技術系構成員が加わらない合議体によって扱う。

エ) 上訴

連邦通常最高裁判所は、特許訴訟においては、多様な役割を有し、侵害訴訟（民事訴訟）の上告審、無効手続の控訴審、抗告手続の法律抗告審としての役割を併有する。このように、各最終審が連邦通常最高裁判所という単一の裁判所であることは、特許関係の判例の統一に大きく資するものとされている。なお、連邦通常最高裁判所においては、5 名の職業裁判官からなる合議体によって審理判断がなされる。

(4) 韓国（権泰福「知的財産関連訴訟における専門家による裁判官のサポート制度」(N B L 7 5 9 号 3 6 頁以下の抜粋))

ア) 韓国の裁判所

侵害訴訟を扱う通常の裁判所と、特許審判院の審決に対する審決取消訴訟を扱う特許法院とがある。

侵害訴訟については、地方裁判所が一審、管轄する高等裁判所が控訴審であり、上告審は大法院である。

特許審判院の審決を不服とする審決取消訴訟は、特許法院が管轄を有する。

イ) 特許法院の設立

特許審判は、司法部ではなく行政部に設置された特許庁の審判所及び抗告審判所で裁判官の資格を持ってない審判官の審理により判断されていたが、

憲法上、国民に保障された裁判官による裁判を受ける権利を侵害しているという疑問が提起されていた。憲法裁判所も憲法に反するとの決定を言い渡したため、1998年、大法院と政府（特許庁）は、違憲の問題を解消すること及び特許事件などの専門性や特殊性を考慮して高等裁判所級の特許法院を設立した。

ウ) 特許法院の扱う事件

特許庁長官を被告とした査定系審決等取消訴訟、登録権利者または利害関係人を被告とした当事者系審決等取消訴訟等である。

エ) 特許法院の裁判官

特許法院は高等裁判所級の法院（日本の裁判所に当たる）として法院長1人と部長判事及び判事で構成され、判事3人ずつで構成される三つの合議部に、科学技術に関する裁判官の専門性を補佐する技術審理官9人が配置されている。

オ) 上訴

特許法院の審決取消訴訟の判決に対する上訴は、大法院への上告である。

(5) 欧州連合（EU）（外国法制研究会報告書234頁から240頁までの抜粋）

ア) 共同体特許条約（未発効）

条約上の特許の行使（侵害訴訟）や無効等についても規定する欧州関係の条約として、共同体特許条約（1975年）がある。発効後は共同体特許条約では、単一で共通の共同体特許権（共同体域内全域で効力を有する）を生ずることとなるが、未発効である。

イ) 2003年3月3日欧州連合（EU）理事会の基本合意

欧州連合（EU）は共同体特許について基本的な政治的合意に達した。その合意テキストは、共同体特許のための裁判制度、言語、各国国内特許庁の役割、手数料の配分等であり、裁判制度については、次のとおりである。

共同体特許のための裁判権の制度は、共同体特許のための単一の裁判所という原則に基づき、裁判の均一性、高品質、ユーザーへの利便性、低廉性を保証する。

司法裁判所は、無効又は侵害に係る訴え・請求、非侵害の確認の訴え、特許の実施、先使用権に関する手続、制限（減縮）の請求、無効の反訴等（暫定的処分の請求を含む）につき、専属管轄権を有する。

共同体特許の訴訟の第1審は、EC条約に基づく理事会決定により設けられる裁判合議体による。この合議体は、共同体特許裁判所（CPC）と呼ばれ、欧州共同体第一審裁判所（CFI）に付置されるものであり、その所在地はCFIの所在地である。CPCは、その所在地国以外の加盟国内においても、審理を行うことができる。

C P Cの各部は、3名の裁判官の合議体で審理を行う。裁判官は、理事会の全員一致の決定により一定の任期をもって任命されるが、候補者は、特許法についての高度の法的な専門的知見を有する者でなければならない。事件の処理の全過程を通じて、技術的専門家が裁判官を補助する。

C P Cの終局判断に対する上訴は、C F Iに対してなされる。

C P Cは、遅くとも2010年までに設立される。

ウ) 超国家的な特許庁によって付与された特許についての超国家的な裁判所による裁判制度の構想

この裁判制度の試みは、欧州特許庁という超国家的な特許庁によって付与された特許についての共同体特許裁判所（ないし欧州特許裁判所）という超国家的な裁判所による裁判の制度の構想であり、国内特許庁（例えば、日本国特許庁）によって付与された国内特許についての国内裁判所（例えば、日本国裁判所）による訴訟とは、そもそも様相を大いに異にする点に十分な注意を必要とする。

第3 「知的財産裁判所」に関する意見等

1 知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画（抄）（平成15年7月8日）

第2章 保護分野

4. 紛争処理機能を強化する

（1）知的財産高等裁判所の創設を図る

今回の民事訴訟法改正により，特許権等の知的財産訴訟の管轄が東京高裁に集中されることは高く評価できる。日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し，内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から，知的財産高等裁判所の創設につき，必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指し，その在り方を含めて必要な検討を行う。

（司法制度改革推進本部，法務省）

2 経済界等からの意見

自由民主党（政務調査会経済産業部会知的財産政策小委員会・司法制度調査会 知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会）

「知的財産戦略推進計画」の策定に向けた提言（抄）（平成15年6月18日）

（1）知的財産高等裁判所の創設

日本の豊かさを支える「ものづくり」の国際的な優位性を引き続き保つ上で，決定的に重要な知的財産の保護を強化する。内外に知財重視という国家政策を明確にする観点から，9つ目の高等裁判所として知的財産高等裁判所を創設するために必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指し，知的財産高等裁判所の在り方について必要な検討を行う。

（社）日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会

知的財産訴訟についての意見（抄）（平成15年5月30日）

4. いわゆる「特許裁判所」

知的財産訴訟については，知的財産戦略大綱に沿って，民事訴訟法の改正により，東京高等裁判所の専属管轄化と5人の合議制の導入が図られることとなったが，これをさらに進め，知的財産立国の象徴として，東京高等裁判所の知的財産専門部を独立させて，知的財産高等裁判所を創設すべきである。

知的財産高等裁判所においては，裁判例の統一機能を通じて判決の予見可能性

が確保されるなど、知的財産訴訟のより一層の充実・強化が期待される。裁判例の統一機能は最終的に最高裁判所の役割であることはもとよりであるが、知的財産訴訟のような専門性の高い分野においては、第一ステップとしての統一機能が専門裁判所で発揮されることが望ましい。

このような役割を担う知的財産高等裁判所を創設することで、知的財産立国に向けたわが国の姿勢を内外に示すことができる。このことは技術と法律の双方がわかる人材の育成や知的財産に関する国民意識の向上にも資するものである。

日本知的財産協会

知的財産訴訟についての意見（抄）（平成15年5月29日）

今回の民事訴訟法改正により専属管轄化される第二審の東京高等裁判所の特許専門部門を、既存の東京高等裁判所から切り離して『特許控訴裁判所』とすることに賛成する。その理由は、わが国が知的財産立国を標榜していることを形で内外に表明する効果があること、国民の知的財産に関する意識を改革することに役立つと考えられることである。

取りあえず東京高裁の特許専門部を一本化し、特許控訴裁判所とする。

知的財産高等裁判所設置の件（平成15年6月10日）

（略）

さて、当協会は2003年4月17日付にて知的財産戦略推進事務局長宛てに「知的財産推進計画への意見」を提出しておりますが、その中で知的財産（高等裁判所の設置についても触れております。

その後、当協会内で検討いたしました結果、わが国が知的財産立国を標榜していることを形で内外に表明する効果があること、国民の知的財産に関する意識改革に役立つと考えられることから、当協会会員企業も、知的財産高等裁判所の早期設置を熱望しておりますので、その実現に向けてご尽力を賜われますようお願い申し上げます。

日本製薬工業協会知的財産委員会

知的財産訴訟に関する意見（抄）（平成15年5月30日）

「特許裁判所」の創設を求める。特許関連事項は他の裁判と異なり特殊なものであるから、特許専門の裁判所で審理するのが望ましい。

財団法人 バイオインダストリー協会知的財産権分科会

知的財産訴訟に関する意見（抄）（平成15年5月29日）

特許裁判所では、原則として、控訴審である高等裁判所の特殊な形態とすべきで、憲法判断に限り最高裁への上告を残す必要がある。すなわち、法律審と事実審の両方を行う必要があると考えます。

その上で、1回の解決のためには、特許の有効性と侵害の両方が扱え、かつ、対世効を持たせた判断が行えるようにすべきです。また、扱い範囲は、特許に限らず、無体財産権に関する訴訟が扱えるようにすべきと考えます。（侵害立証方法や、営業秘密保持などの取扱いルールが共通となる。）その上で初めて、判断や、従来の考え方を修正する必要がある審理では、大法廷という裁判所判事全員の合議が行える場が提供されるべきであると考えます。

なお、特許の訂正請求の考え方について、裁判所での判断が行政マターとして不可であるなら、この点のみ、特許庁での優先審理に付す事として対応すれば良いと考えます。

日本弁理士会

知的財産推進計画に関する意見（抄）（平成15年4月25日）

2. 知的財産高等裁判所制度の導入

東京高等裁判所の専属管轄化を図った上で、より好ましくは、重要な事件について、専門の裁判官の多数が関与する大法廷制を導入して、判断における要件の統一を行うなどにより、控訴審の判断の統一化を試みる、知的財産高等裁判所を我が国の9番目の高等裁判所として設置することが望ましい。

日本弁護士連合会

知的財産高等裁判所の創設についての意見（平成15年6月17日）

1 「事実上」の知財高裁は世界最新鋭の構想

(1) 特許権等に関する訴えについては、今国会において審議されている民事訴訟法の改正により、第一審は東京と大阪の各地方裁判所へと管轄が専属し、しかもこれらの控訴審は東京高等裁判所へと一本化されることになりました。加えて、現在、最高裁では、改正民事訴訟法の施行が予定される平成16年4月に合わせて、東京高等裁判所に知財大合議法廷を設置し100名以上の「専門委員」を投入することによる、早期の判例統一と専門技術的問題への対応力が強化された「事実上」の知財高裁の実現が構想されています。

(2) ちなみに、米国における C A F C (連邦巡回控訴裁判所)は、特許権等(すなわち、著作権や商標権等は含まれない)に関連する訴訟の控訴審として専属管轄権を有していますが、知的財産権関係以外の事件も多数取り扱っており、全体の事件数から見ると知的財産権関係の事件は3割程度であります。

イギリスにあるパテント・コートにしましても、これは高等法院(日本の地方裁判所に類する)の特許専門部のことを称しているものに過ぎません。なお、イギリスでは1990年にパテント・カウンティ・コートなるものが1庁、設立されましたが、これは高等法院の特許専門部と管轄が競合しているだけではなく、カウンティ・コートという裁判所の位置づけが日本の簡易裁判所に類する存在に過ぎないことにも注意すべきものと思います。

また、ドイツ及び韓国には特許裁判所といわれるものがありますが、これらは特許庁における行政処分についての不服審査を取り扱うのみでありまして、これらの国においても侵害訴訟については、通常の裁判所が取り扱っております。

(3) このように、諸外国の実情をも概観し、これと我が国において実現が構想されております「事実上」の知財高裁を比較しますと、我が国の「事実上」の知財高裁は、その集中度、充実度において世界でも最新鋭の制度と評価できるのではないかと思います。

2 「法律上」の知財高裁を創設した場合に考えられる問題点

(1) ところで、今申し述べました「事実上」の知財高裁につき、これを更に一步進めまして、内外に対し知財重視という国家政策を明確にするため、第9番目の高等裁判所として法律上も独立させるべきではないのか、との構想を拝聴することも多くなっておりますが、「事実上」の知的高裁が「法律上」の知的高裁として、組織上も独立した存在となりました場合には、問題点が考えられないわけでもありません。

(2) 例えば、知的財産権において大きな比重を占める著作権等の事件については、改正民事訴訟法のもとでも、全国の各地方裁判所に管轄があり、控訴審についても全国の各高等裁判所に管轄があります。これは、著作権等の事件が特許権等事件に比べて訴額も小さいものが多く、また地域密着型の事件が多数存在することにも配慮した結果であると思われます。

しかし、仮に、著作権等事件についても「法律上」の知財高裁の専属管轄とされるとするならば、地方在住者にとっての裁判を受ける権利を損なうことになりはしないかという問題があります。

(3) また、理念的な問題としましては、米国における C A F C が、なにゆえ、知的財産権関係以外の事件も多数取り扱っているのか、ということにつきまして

も、一度確認しておく必要があるかと思われま

CAF Cは、連邦控訴裁判所制度改革委員会（委員長 Roman・L・Hruska 上院議員）においてまとめられたレポートの提言を受けて設立されたものでありますが、このレポート（「Hruska レポート」）においては、裁判官の視野が極めて狭いものになってしまう、裁判官が自らの政策的意見を判決に反映させる可能性がある、地域毎の差異についての視野が狭まる、裁判官の任用に際して特定の利益団体の影響を受ける可能性がある等の理由から、特別の分野についての控訴事件を専属的に審理する特別裁判所的なものを創設することは望ましくないとされております。

私どもと致しましては、「Hruska レポート」が挙げる理由の中でも、特に、裁判官の視野が狭くなるとの指摘は、「法の支配」及び法的判断の本質に関わる問題を含んでいるのではないかと考えております。

3 慎重な配慮が必要

冒頭に申し述べましたとおり、現在、その実現が構想されております「事実上」の知財高裁は、その構想が着実に実を結ぶならば、世界的にも最新鋭のものとなります。

私たちが、まず取り組むべきは、既に構想が固まった「事実上」の知財高裁を着実にスタートさせ、その運用の実際を見極め、改善をはかっていくことではないかとも思われます。

この意味において、「法律上」の知財高裁を創設する場合にも、考えられる問題点につきまして、慎重な配慮が必要ではないかと考えるものであります。

3 知的財産戦略本部における意見

久保利本部員

今度は知財高裁の問題である。これも御手洗本部員と同様の問題ではあるが、切り口が若干違う。それは、この高等裁判所は実は全部集めると、その判事の数を決して少なくない。札幌高裁よりも大きいか、高松に匹敵するかというぐらいの数である。したがって、これはやはり独立をして、知的財産高等裁判所という名前で内外ともに打ち出す。アジアの中の中核的な知財高裁だということを打ち出していく。これが、日本国を知財大国として内外にアピールするときのまさに看板というか、旗印というか、大儀名分としてこれが意味を持つのではないか。そういう意味では、実態が似たようなものができるのであれば、それこそ看板をきっちり掛けるべきだと。それが改革のスローガンというものではないか。その

スローガンが実態を持っているのだから、空っぽのスローガンではないので、これを是非お願いしたい。

下坂本部員

知財裁判所および裁判官

民事訴訟法改正法案のように東京地方裁判所・大阪地方裁判所・東京高等裁判所の専属管轄化は、事実上の特許裁判所を構成するのであるから、更に一步を進めて人事権限も持った知的財産専門裁判所（特許裁判所）を設立し、技術的バックグラウンドを有する人材を裁判官として採用する。このことにより、国民の知財裁判に対する迅速性と的確性という2つの期待は満たされることになる。

野間口本部員

今後、特許権及び実用新案権等専門技術性を有する事件を扱う知的財産関連訴訟の増加が予想され、それに対応するため、高度専門技術的判断が可能な技術と法律の双方がわかる技術裁判官の配備された「知的財産高等裁判所」の設置が望まれる。

「知的財産高等裁判所」の設置により、裁判例の統一機能を通じて判決の予見可能性の確保も期待できる。

御手洗本部員

専門技術性を有する知的財産権関係の訴訟事件は、今後益々増加することが予想されます。

中国をはじめとしたアジア諸国の技術力が向上すると、模倣品、海賊品に加えて、サードパーティー品と呼ばれる代替品が多くなり、わが国にも輸出されるようになります。このため特許権による訴訟事件がより一層増加します。

それらに対処するため、技術裁判官の導入を含め、知的財産権関係の訴訟事件について統一的な判断が行える専門的な処理体制を備えた知的財産専門の高等裁判所（日本版 CAFC：Court of Appeals for Federal Circuits 連邦巡回控訴裁判所）を創設する必要があると思います。併せて、大法廷相当の制度導入などによる判決の予見可能性を確保する必要があると思います。

また、創設する知的財産専門高等裁判所は、アジアでの模範となる様なフェアで迅速な裁判を行い、アジアにおける中心的な知的財産裁判所を目指すべきであると思います。

中山本部員

裁判制度についても、全体的考察が欠かせない。世界中のどこを見ても、知的

財産と他の裁判とで隔絶した制度をもっている国はなく、その国なりの統一の取れた司法制度を有している。それだからこそ、統一の取れた司法運営が可能となるのであり、知的財産だけが特殊な制度をもつと、例えば医療過誤、原子力事故建築紛争等々が勝手な制度を主張することになり、司法が統一のない恣意的な制度になってしまう。

世界には特許裁判所（知的財産裁判所）と名の付く裁判所をもっている国もあるが、その成り立ち、存在理由、機能、管轄、実効性等は、各国で皆異なっている。勿論、知的財産の有する特殊性も存在するため、その点も考慮しつつ、統一の取れた制度の構築が重要である。法律というものは、平仄をとることが最も重要であり、これは司法による正義の実現とも関係している。世界各国には、一見すると特色あるように見える裁判制度も存在するが、すべて、その国の法体系、歴史的由来と深く関係しており、それらから隔絶された制度ではありえない。わが国は現在、司法制度の改革が進行中であり、その全体的変革と平仄をとりつつその中で知的財産の特色を出すべきである。

第4 委員の意見を踏まえた検討

1 第7回知的財産訴訟検討会における「知的財産裁判所」の創設の要否に関する委員の意見

(1) 現時点において必要とする考えの根拠

- ア) 判断の高裁レベルでの早期統一，判決の予見可能性の向上
- イ) 実質的な知的財産裁判所が存在しているとしても，諸外国との対比での技術立国・知財立国のプレゼンスとして、形も大切
- ウ) いわゆる「技術系裁判官」導入の基盤

(2) 将来において必要とする考えの根拠

- ア) 今回の民訴法改正の効果を見た上で，特許裁判所の議論を行うべき。
- イ) 現実には，いわゆる「技術系裁判官」の担い手がいないので絵に描いた餅になる。

(3) 不要とする考えの根拠

- ア) 今回の民訴法改正は，実質的な特許裁判所の機能創出のために専属管轄化が図られたものであり，これで十分である。
- イ) 調査官制度の見直しや知的財産専門の専門委員に期待できる。
- ウ) 「知的財産裁判所」は裁判官の人事等の面でも心配がある。
- エ) 下級裁判所では多様な判断が出て最高裁判所で判断が統一される方が、知的財産訴訟の判決の質が高まる。

2 必要説に立って「知的財産裁判所」を創設とした場合の検討事項

- (1) 扱う知的財産関連訴訟の種類はどうか。
- (2) 審級は一審か二審か
- (3) 裁判所をどこの地に置くべきか。

上記検討事項に加えて，将来的な必要説に立って「知的財産裁判所」を創設とした場合，その創設時期はいつとすべきかとの論点も考慮する必要がある。

(1) 「知的財産裁判所」はどのような事件・訴訟を扱うか。

東京高等裁判所，東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権専門部においては，現在，特許権，実用新案権，回路配置利用権及びプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴訟（職務発明やライセンス契約を巡る紛争も含む。）のほか，意匠権，商標権，著作者の権利（プログラ

ムの著作物についての著作権の権利を除く。), 著作権, 著作者隣接権及び育成者権に関する訴訟並びに不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟を取り扱っているが, 「知的財産裁判所」においても, これらの知的財産権訴訟のすべてをその専属管轄とすることでよいか。そのように管轄を定めた場合に問題は生じないか。

今回の民訴法の改正では, 上記の特許権等に関する訴えのみを専属管轄化しており, 「知的財産裁判所」においても, 上記の特許権等に関する訴えのみをその専属管轄とし, 上記の著作権等に関する訴えについては競合管轄とすることは可能か。

現在は東京高等裁判所が第一審の専属管轄となっている審決取消訴訟の行政訴訟も取り扱うとすべきか。

(2) 審級は一審か二審か。

「知的財産裁判所」の審級はどのように考えるべきか。控訴審段階に創設するという考え方についてどう考えるか。

審級については, 事案の早期確定という観点からメリットと, 当事者の審級の利益が害されることになるというデメリットがあることについてどう考えるか。

「知的財産裁判所」を第一審段階に創設することは判断の統一という観点から相当ではないという考え方についてどう考えるか。

「知的財産裁判所」を設けた場合, 無効審判などある特定の審判を廃止することとすべきかどうか。

(3) 「知的財産裁判所」をどこの地に置くか。

今回の改正民事訴訟法案では, 特許権侵害訴訟の第一審は東京・大阪両地方裁判所の, 第二審は東京高等裁判所の専属管轄とされていることに照らすと, 第一審段階で設けるとすると, 東京又は大阪の地に置くことが考えられるが, どう考えるべきか。控訴審段階で設けるとすると東京の地に置くということによいか。

地方裁判所とはその性質が異なる「知的財産裁判所」を設けた場合には, その専属管轄とした事件について地方裁判所への移送を認めることが可能か。あえて性質の異なる「知的財産裁判所」を設けて知的財産訴訟を専門的に処理しようとする理念との関係はどのように考えるのか。高等裁判所についても同様の問題はないか。仮に移送を認めるとしてその要件はどう考えたらよいか。仮に他の裁判所への移送(控訴審の段階では大阪高等裁判所への移送)

は認められず，又はより制限されるとした場合に，当事者の地理的利便性等との関係をどのように考えるか。

3 「知的財産裁判所」を創設するとした場合の具体的方策案

(案) 東京に「知的財産高等裁判所」を設け，知的財産関連訴訟を控訴審段階で専属的に取り扱う。

上記案のオプションとして，東京及び大阪に「知的財産地方裁判所」を設け，知的財産関連訴訟を第一審段階で東京及び大阪に集中させる案（a案）や，東京に「知的財産地方裁判所」を設け，知的財産関連訴訟を第一審段階で東京に集中させる案（b案）も考えられるが、具体的な意見として提案されているのは上記の案のみである。

4 具体的方策案についての検討

(案) 東京に「知的財産高等裁判所」を設け，知的財産関連訴訟を控訴審段階で専属的に取り扱う。

(1) この案のメリット

この案については，次のようなメリットが考えられるが，どう考えるか（荒井委員等の当検討会における提言等を参考とした。なお，荒井委員は裁判所の所在地を東京に限定していない。）

「知的財産高等裁判所」の創設は，全判事参加による大法廷制度導入の基盤となるものであり，この導入により，経済活動の大きな阻害要因となっている司法判断のばらつきを控訴審段階で早期に統一できる。

アメリカ，ドイツ，EU，韓国等にならひ，「知的財産高等裁判所」を創設することは，「技術立国」・「知財立国」を世界に宣言することになり，ひいては，技術開発と投資を日本に呼び込むことができる。

技術に疎く，時間がコストとの認識が薄い裁判官の存在や，複雑怪奇な無効審判・侵害訴訟手続がある現状は，反・知財立国であり，独創的発明がきちんと保護され，分かりやすく，信頼できる紛争解決手続の整備が不可欠であり，専門裁判所を設けることでその解決が図られる。

技術の分かる裁判官を集中して配置することにより，バイオ，医療，IT，ナノテク等の最先端技術に関する紛争についての判決の信頼性を一層高めることができる。

(2) 「知的財産高等裁判所」の創設にあたって検討すべき問題点

ア) 今回の民訴法改正による専属管轄化により期待される効果はどうか。

控訴審の管轄裁判所を東京高等裁判所の専属管轄とすることで特許事件等の処理は東京高等裁判所に一元的に集約され、これにより同高等裁判所の専門部が実質的に控訴審の「知的財産高等裁判所」として機能することになるものと期待されているため、別途、「知的財産高等裁判所」を設置する必要性が認められないという考え方についてどう考えるか。

また、「知財立国日本」は既に宣言済みであるし、「知的財産高等裁判所」を創設しても、技術と投資を日本に呼び込むことにはならないという考え方についてどう考えるか。

専属管轄化された東京高等裁判所知財部の5人合議部の構成はどのようなものが望ましいか。必要に応じて東京高等裁判所の全ての知財部の意見を反映させるためにはどういう姿が望ましいか。

判断の早期統一のために、東京高等裁判所内で、物理関係、機械関係、化学関係、電気関係それぞれの事件を特定の裁判部に集中させる集中部制についてどのように考えられるか。また、バイオ、医療、IT、ナノテクについても、それぞれ事件を集中させる制度についてどう考えられるか。

特許庁との連携強化のため、特許庁の部門（物理、機械、化学、電気）別に、東京高等裁判所の部を対応させて、連絡調整をより容易にすることについてどう考えるか。

イ) 調査官制度の見直しや知財専門の専門委員についてはどう考えるか（第2論点関係）。

知的財産専門の専門委員の活用の姿としてはどのようなものが望ましいか。調査官の権限の拡大はどうあるべきか。

ウ) 「知的財産高等裁判所」の裁判官の人事の面での問題についてどう考えるか。

独立の裁判所を設けて、仮に裁判官の人事異動が知的財産に固定化した場合、知的財産以外の分野の見識を広げることが少なくなるということについてどう考えるか。「知的財産高等裁判所」の裁判官の考え方が硬直化するのではないかという懸念についてどう考えるか。

独立の裁判所を設けた場合、知的財産関連訴訟事件の増加に柔軟な対応ができなくなるという弊害はないか。

エ) 判断の統一の問題についてどう考えるか。

C A F C と異なり日本の下級審は事実審であり、合議体構成員全員が個別

の証拠評価を含めて合議をして事実認定を行う必要があるから、「知的財産高等裁判所」を設け、全判事参加による大法廷制度を導入しても、実際うまく働かず、かえって審理に時間を要する結果となり、控訴審段階での判断の統一が可能か疑問であるとする考え方についてどう考えるか。

下級裁判所では多様な判断が出て最高裁判所で判断が統一された方が良いという考え方についてどう考えるか。すなわち、司法判断のばらつきは、裁判がそれぞれ独立に行われることから来る必然的なコストであり、最終的な司法判断の統一は最高裁判所の職務であり、この点は日本でもアメリカでも変わらない（フェスト事件の例を挙げるまでもなくアメリカでも最高裁判所で司法判断の統一を図っている）。これを早期に統一することは、逆な考え方を締め出すことになり、かえって知的財産の保護に反することが考えられるがどうか。

特許権等に関する訴えについては、控訴審が東京高裁の専属管轄とされるとともに、事件の内容に応じて5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることが可能となったが、東京高裁における5人合議制の運用により、事実上、高裁レベルでの判断の統一が期待できるとする考え方についてどう考えるか。

オ) その他考えられる裁判所の専門的処理体制の強化方策案としてはどのようなものがあるか。

専属管轄化された東京高等裁判所のプレゼンスを示し、さらに、専門的処理体制の充実を図るために、5人合議制の着実な運用、多数規模の知的財産専門の専門委員の導入、知的財産関連訴訟専門の裁判官の専門性を強化するための各種研修等、一定の措置を図る。

この案には、司法判断を早期に統一するために5人合議制を着実に運用し、さらに多数規模で知的財産専門の専門委員を導入し、さらに技術に疎く、時間がコストとの認識が薄いと批判される裁判官について、知的財産関連訴訟関係の専門性を強化するための研修（大学理学部、特許事務所、特許庁、ドイツのマックスプランク研究所等での研修を含む）を強化することで、専門的処理体制を迅速に強化することができ、知的財産関連訴訟への信頼を高める等の内容が考えられる。